

2. 居住支援に係る取組(居住支援協議会)

居住支援協議会の概要

- ▶ 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、居住支援協議会※を設立
- ▶ 住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第51条第1項に基づく協議会

概要

(1) 設立状況 111協議会が設立（令和3年12月31日時点）

- 都道府県（全都道府県）
- 市区町（66市区町）

札幌市、旭川市、本別町、横手市、鶴岡市、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、豊島区、北区、中野区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、大田区、世田谷区、江戸川区、八王子市、府中市、調布市、町田市、西東京市、立川市、日野市、狛江市、多摩市、川崎市、横浜市、鎌倉市、相模原市、藤沢市、座間市、岐阜市、小海町、名古屋市、岡崎市、瀬戸市、豊田市、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、東みよし町、東温市、北九州市、福岡市、大牟田市、うきは市、中間市、熊本市、合志市、とくしま（徳之島町・天城町・伊仙町）

(2) 居住支援協議会による主な活動内容

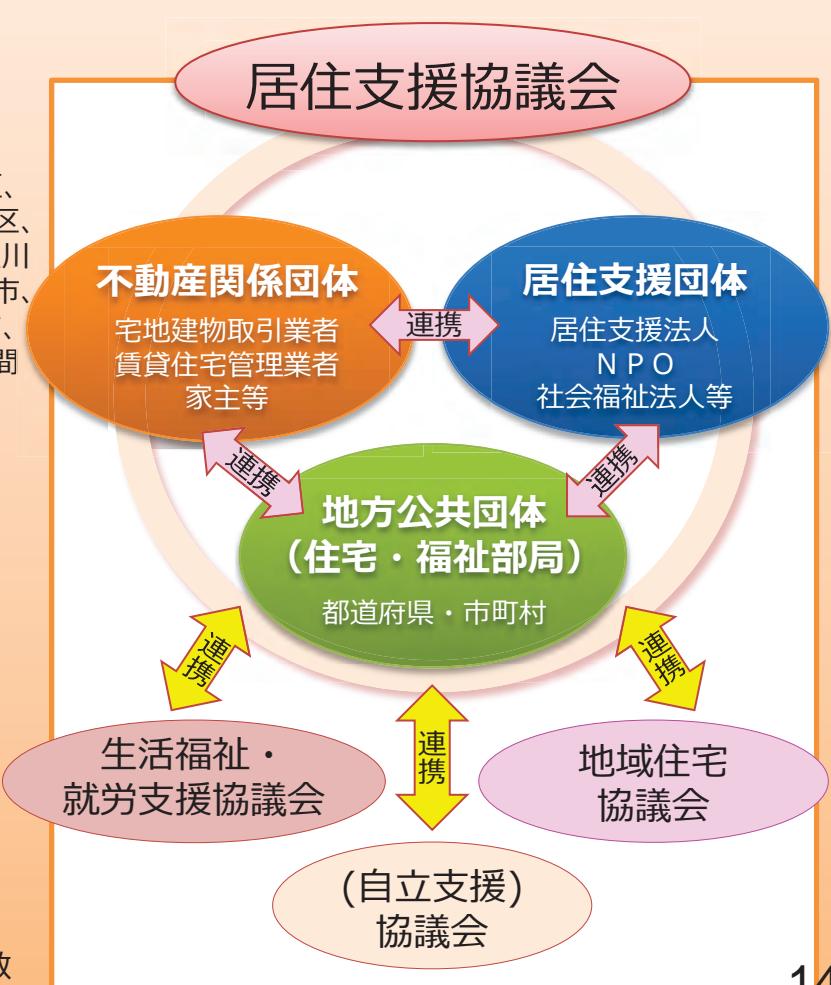
- ・メンバー間の意見・情報交換
- ・要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋
- ・住宅相談サービスの実施
(住宅相談会の開催、住宅相談員の配置等)
- ・家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介
- ・賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催

(3) 支援

居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援

[令和3年度予算]

共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業（10.8億円）の内数



居住支援協議会の設立目標

居住支援協議会の設立状況

111協議会が設立（R3年12月31日時点）

○都道府県（全都道府県）

○区市町（66区市町）

札幌市、旭川市、本別町、横手市、鶴岡市、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、豊島区、北区、中野区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、大田区、世田谷区、江戸川区、八王子市、府中市、調布市、町田市、西東京市、立川市、日野市、狛江市、多摩市、川崎市、横浜市、鎌倉市、相模原市、藤沢市、座間市、岐阜市、小海町、名古屋市、岡崎市、瀬戸市、豊田市、京都
市、宇治市、豊中市、岸和田市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、東みよし町、東温市、北九州市、福岡市、大牟田市、うきは市、中間市、熊本市、合志市、とくのしま（徳之島町・天城町・伊仙町）

居住支援協議会を設立する市区町村による人口カバー率 【住生活基本計画(全国計画) 令和3年3月19日】

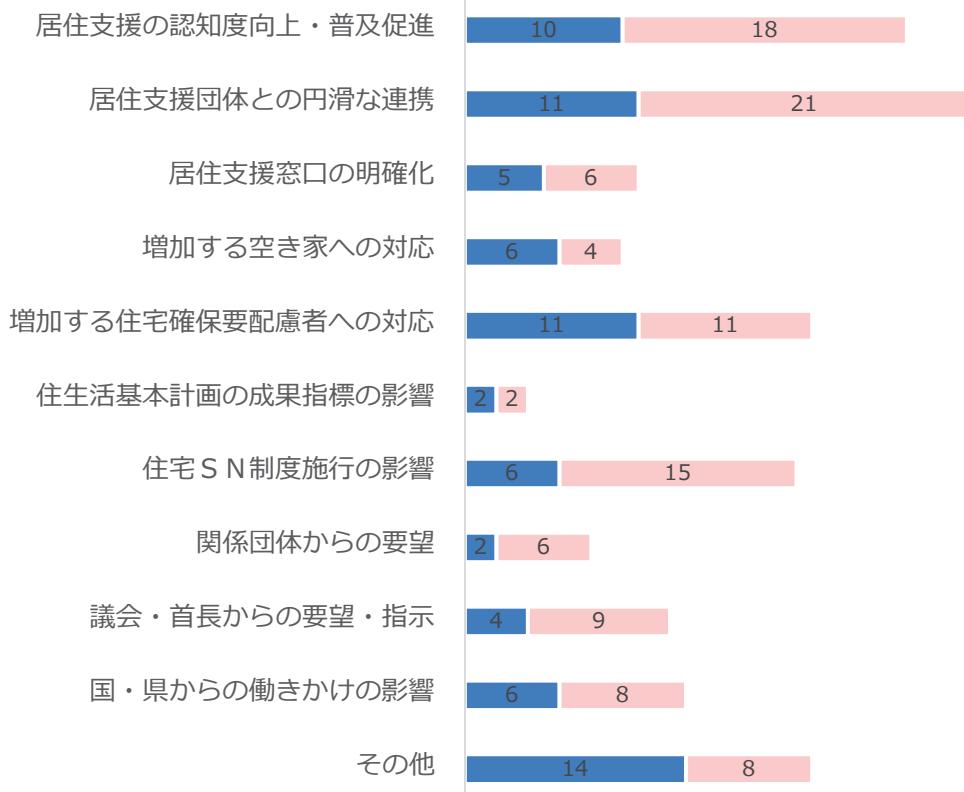


【国交省アンケート結果】居住支援協議会の設立理由（市区町村）

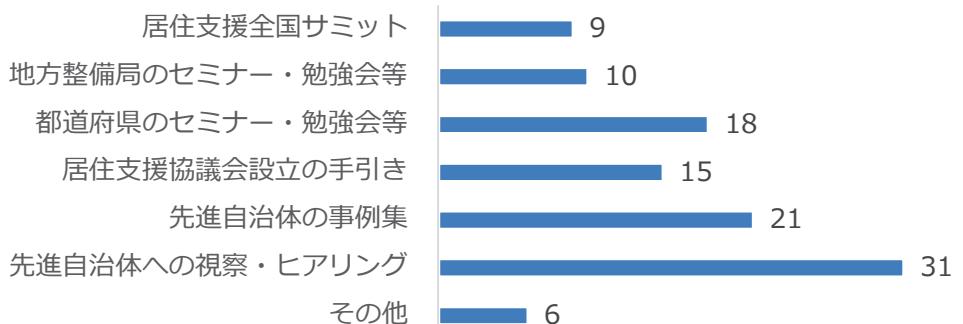
- 居住支援協議会は、「居住支援の認知度向上・普及促進」や「居住支援団体との円滑な連携」を図ることを目的に設立されている事例が多く、特に直近3年間は当該理由が増加している。
- 設立にあたっては、様々な参考情報が活用されているが、特に先進自治体を参考にする協議会が多い。

居住支援協議会の設立理由

【設立年度別】 ~2018年度 : 30協議会
2019年度～ : 33協議会



設立時の参考情報



合意形成の工夫

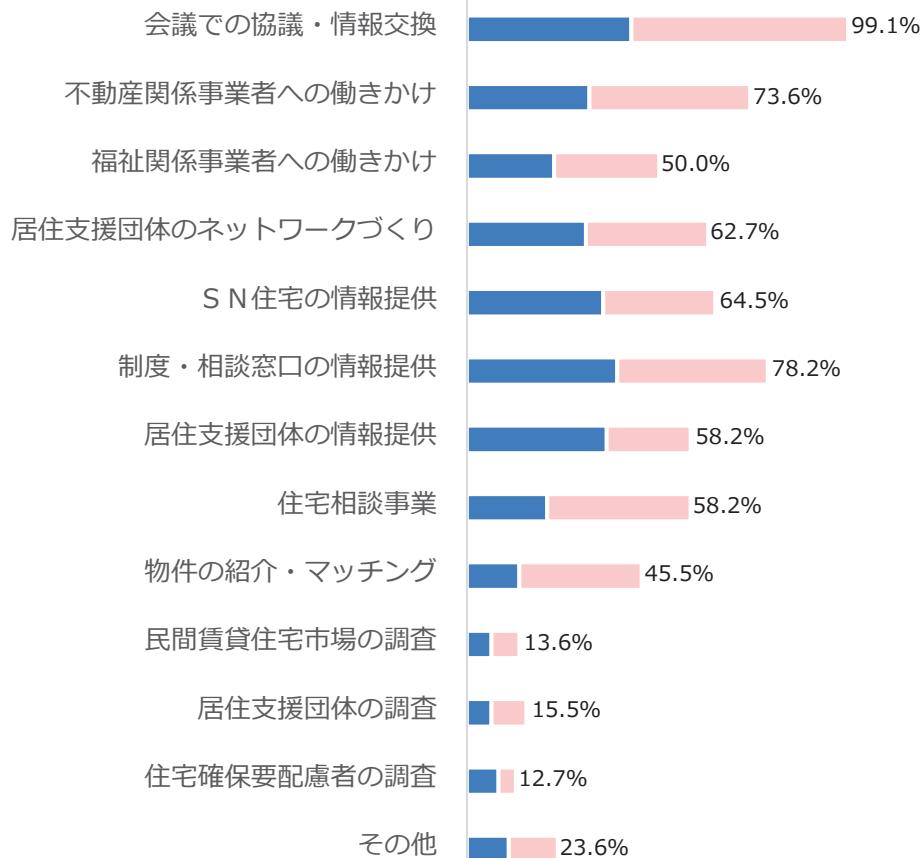


【国交省アンケート結果】居住支援協議会の活動内容と課題

- 居住支援協議会の活動内容は様々だが、都道府県の場合は『情報提供』、市区町村の場合は『居住支援』が多い傾向にある。
- 居住支援協議会設立後も、住宅部局・福祉部局・居住支援団体間の連携は引き続き課題となっている。また、都道府県の場合は市区町村との連携・市区町村協議会の設立促進についても課題を抱えている。

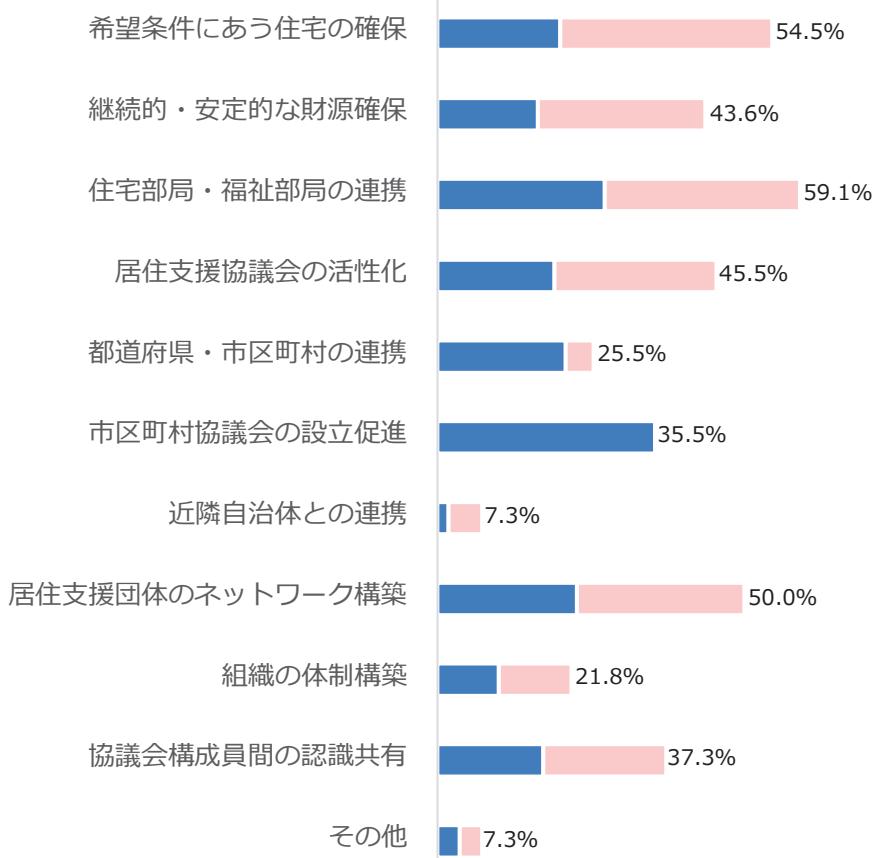
居住支援協議会の活動内容

都道府県：47協議会
市区町村：63協議会



居住支援協議会の課題

都道府県：47協議会
市区町村：63協議会

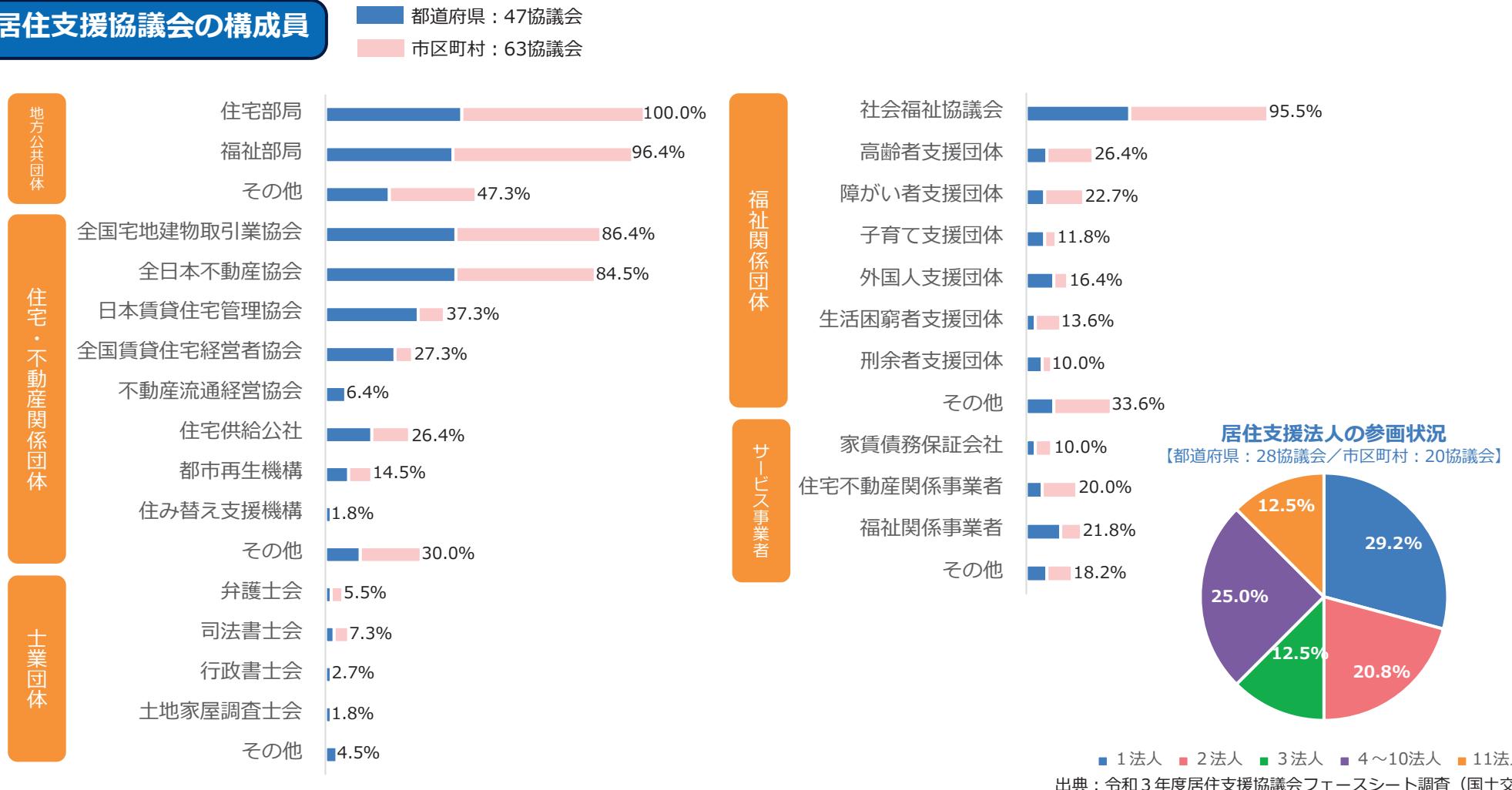


出典：令和3年度居住支援協議会フェースシート調査（国土交通省）

【国交省アンケート結果】居住支援協議会の構成員

- ほぼ全ての居住支援協議会で、住宅部局・福祉部局が参画しているほか、社会福祉協議会も多く参画している。
- 構成員に居住支援法人を含む居住支援協議会は48協議会。市区町村居住支援協議会では、20協議会において、平均2.2法人が構成員となっている。

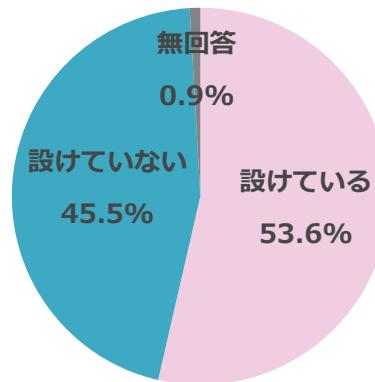
居住支援協議会の構成員



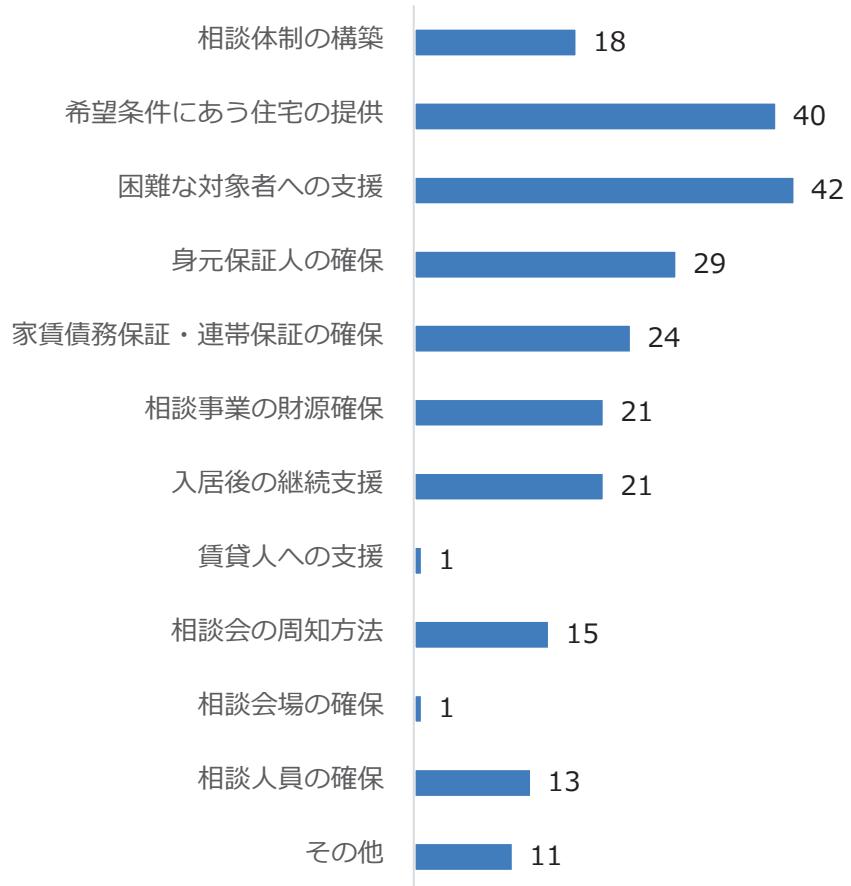
【国交省アンケート結果】居住支援協議会の相談事業

- 相談窓口を設置している居住支援協議会は半数程度。地方公共団体が相談窓口の主体となる場合が多いが、居住支援法人をはじめとした民間事業者が主体となる場合もある。
- 居住支援協議会の相談窓口では、困難な住宅確保要配慮者への支援が最も課題となっている。

相談窓口の設置状況



相談事業の課題



相談事業の形式

相談窓口を常設	37
一定期間のみ開設	9
相談会形式（年数回）	11
相談の都度、対応	0
既存窓口での対応	2
その他	1

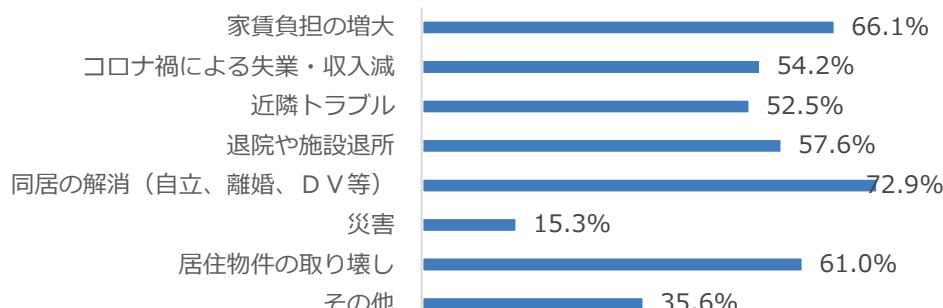
相談窓口の主体

居住支援協議会	27
地公体（住宅部局）	23
地公体（福祉部局）	5
居住支援法人	13
相談機関（住宅系）	10
相談機関（福祉系）	10
その他	9

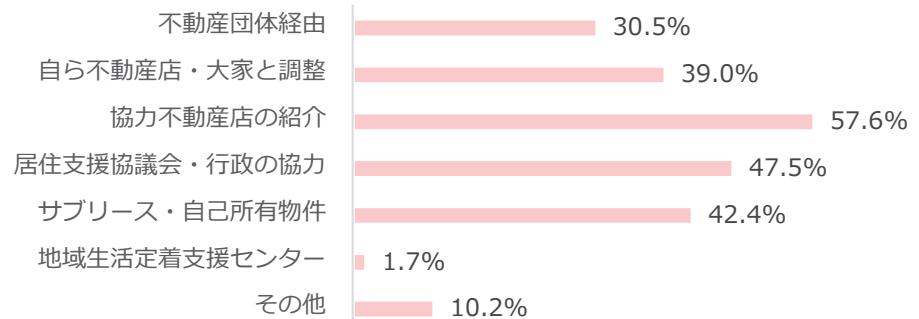
【国交省アンケート結果】居住支援協議会の入居相談

- 居住支援協議会の入居相談件数は、平均128.5件。うち入居や継続居住につながった件数は、平均13.4件。
- 居住支援法人と比較した場合、自ら住宅確保の調整をするよりも、協力不動産店を紹介している協議会が多い。
- また、居住支援法人と比較した場合、公営住宅への入居件数が大幅に増加するが、民間賃貸住宅への入居件数が最も多いことに変わりはなく、公営住宅だけでは住宅確保が困難な実態が窺える。

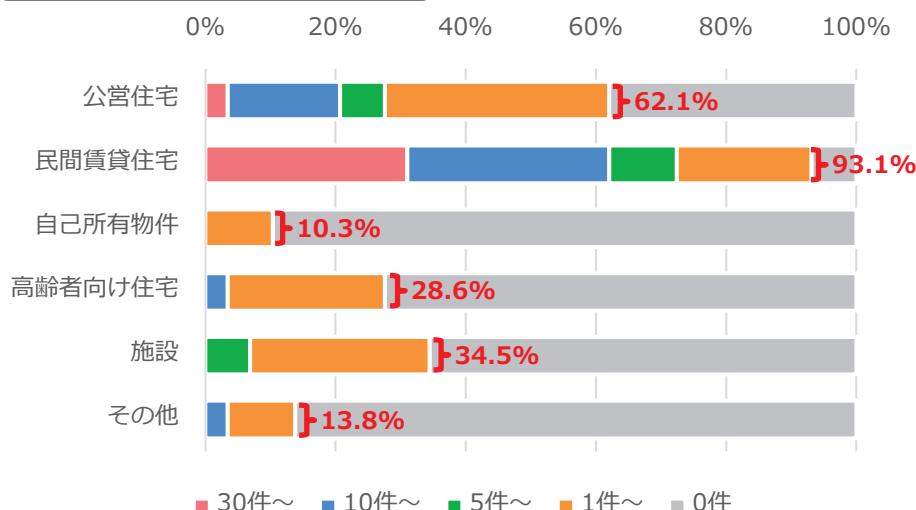
入居相談理由



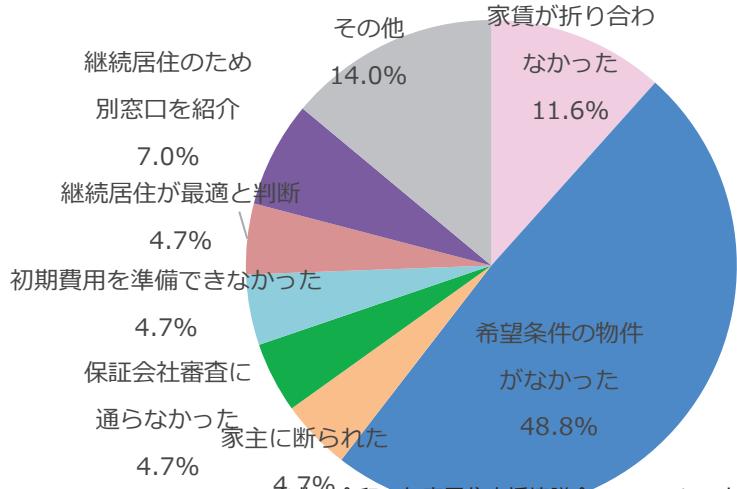
住宅確保の方法



入居物件の種類別件数



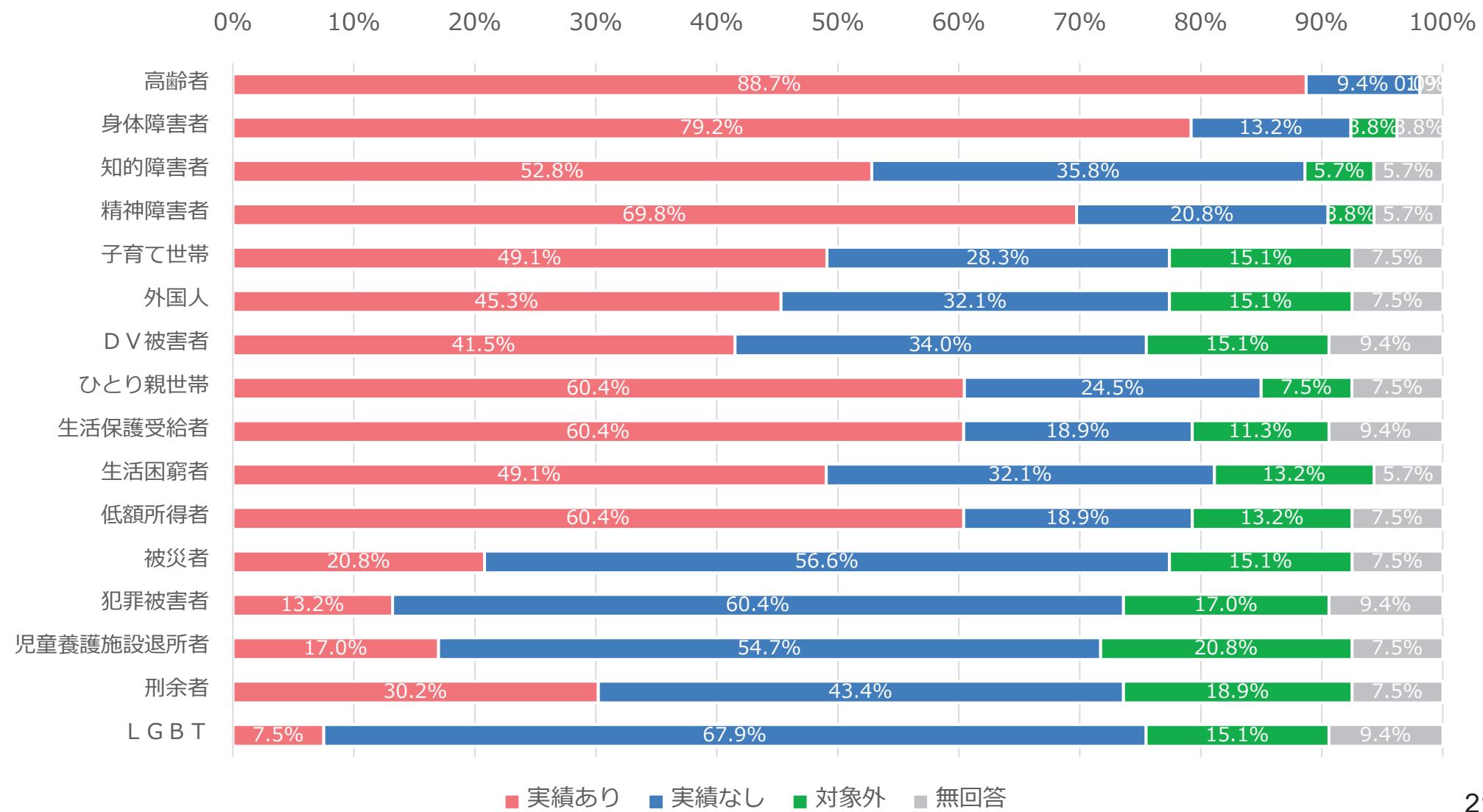
入居相談が成約しなかった理由（最も多い理由）



出典：令和3年度居住支援協議会フェースシート調査（国土交通省）

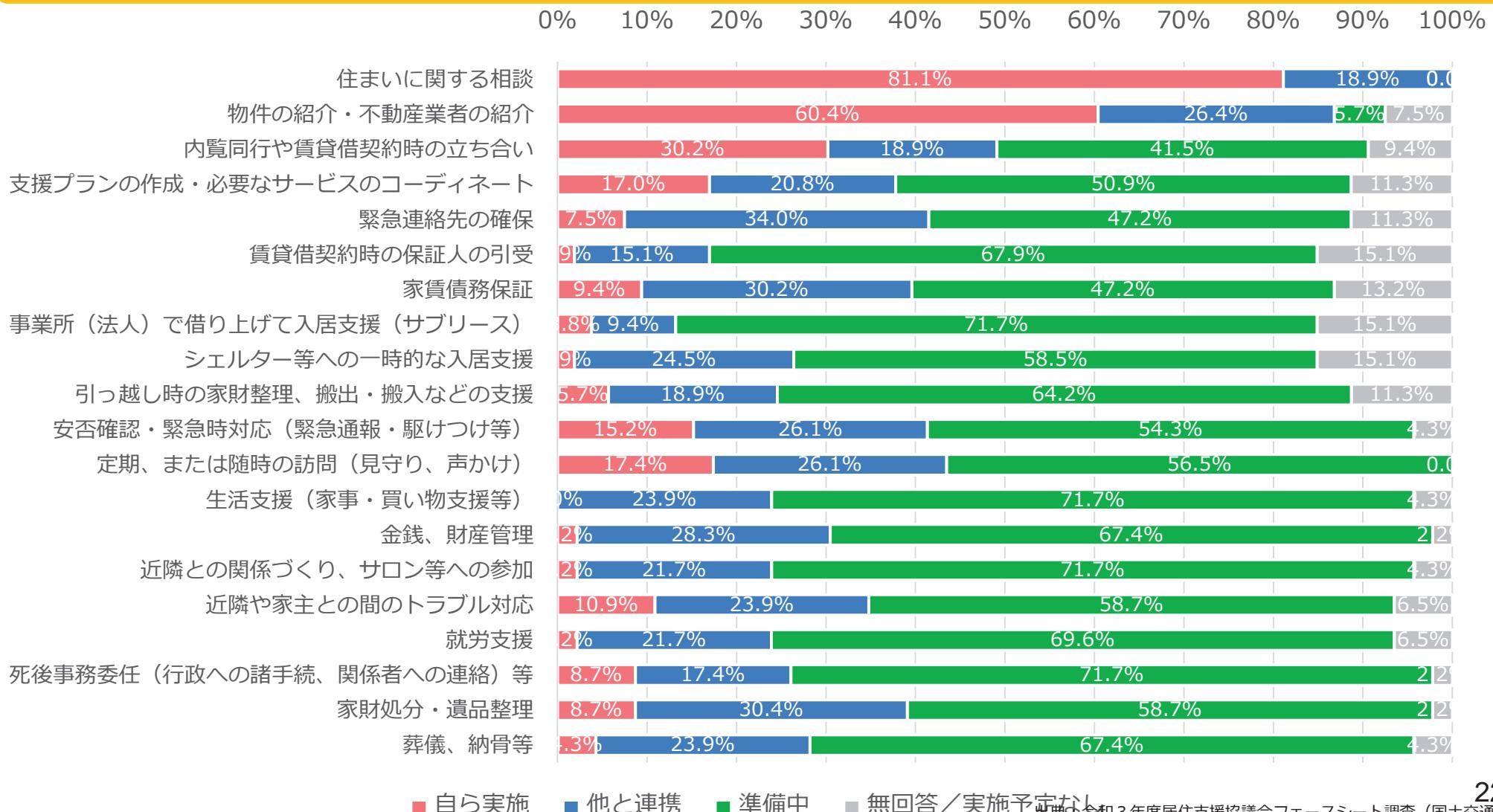
【国交省アンケート結果】居住支援協議会の支援対象

- 居住支援協議会では、実績の有無に関わらず、居住支援法人と比較して、幅広い属性の住宅確保要配慮者を支援対象としている。



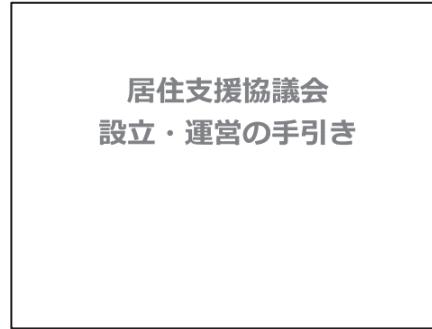
【国交省アンケート結果】居住支援協議会の支援内容

- 住まいに関する相談や物件・不動産業者の紹介など、住まいの確保を支援する居住支援協議会が多い。
- 一方で、居住支援法人と異なり、入居中の支援や死亡・退去時の支援を実施する居住支援協議会は、他と連携する場合を含めてもかなり限られている。



居住支援協議会設立・運営の手引き

- 「住生活基本計画」の中で、成果指標として「居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率」を25%⇒50%に設定。
- 各市区町村における居住支援協議会設立を支援・促進する目的で「居住支援協議会 設立・運営の手引き」を作成



はじめに

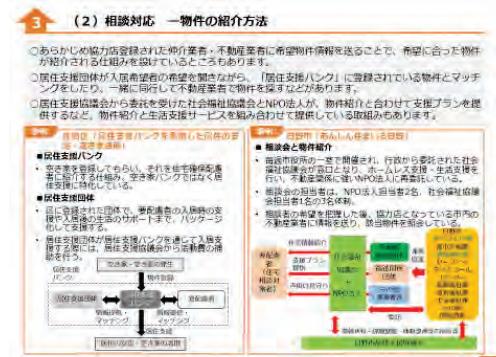
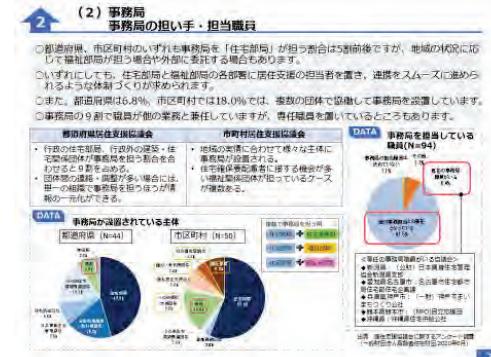
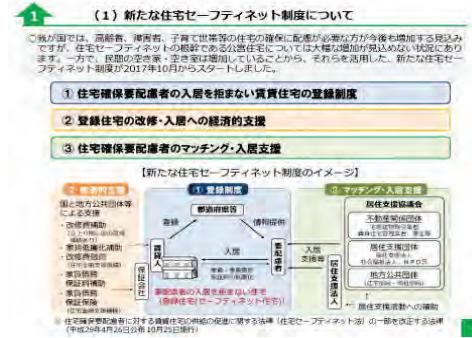
「かみふる里づくり」(令和元年)にて公表された「住生活基本計画」では、市町村が自らの特色に応じて、地域資源を活用して、高齢者、障がい者、子どもなどとの共生や障害者等の多様なニーズに対応するため、市町村が主体となりた「居住支援協議会」の設立を目指すとしています。市町村は、市町村の実情に応じて、高齢者、障がい者、子どもなどとの共生や障害者等の多様なニーズに対応するため、市町村が主体となりた「居住支援協議会」の設立を目指すとしています。

近年、居住支援政策が推進され、各地域で体制整備が進めています。そうした流れを考慮する一助となればという思いで、ワーキングの委員一人となって手本引きを作成いたしました。

最初から読みたい方でも結構ですし、間違ひある事項、結構の誤植がある場合は訂正してあります。外語の訳出、地名訳出、児童虐待等の問題、ハビス、痴呆者等の問題、DV被害者、扶養被扶養者、既正規被扶養者、生活困窮者などを詳しく説いています。

最後になりますが、アンケート調査や例題をご覧いただきたいとした背景がよく理解し上げます。

居住支援協議会（運営ワーキング
委員長：白川 茶介
(日本大学文理学部社会福祉学科 教授)



国土交通省のHPで公表

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001403680.pdf>

「居住支援協議会伴走支援プロジェクト」(令和3年度)の概要

居住支援協議会の課題

- すべての都道府県で設立されている一方、市区町村では64協議会の設立にとどまっている。
- 居住支援協議会のなかには、活動が低調なところも存在するとの指摘がある。
- > 多様な住宅確保要配慮者の居住支援には、それぞれの特性に応じた多様かつきめ細かな対応が必要であるとして、住生活基本計画(令和3年3月閣議決定)において、居住支援協議会に関する新たな成果指標を策定。



居住支援協議会の設立促進を図るため、
・居住支援協議会の設置に意欲はあるが関係者の合意が得られていない
・関係者の合意は得られているがどうやって設立すればよいか分からぬ
といった市区町村等を募集し、**ハンズオン支援を実施！**

■ 「居住支援協議会伴走支援プロジェクト」の概要

1. 応募主体等

右表のとおり

2. 支援内容

- ①国土交通省職員、厚生労働省職員、有識者等の派遣
(勉強会の講師、関係者との調整等)
- ②課題の相談及びアドバイス
- ③制度や他の協議会の事例、マニュアル、パンフレット等の情報提供
- ④第1線で活動されている行政職員や実務者の紹介
※新型コロナウイルス等の状況に応じて、オンラインと対面を併用して支援。

	応募主体	採択自治体
設立部門 (行政主導型)	市区町村 ※住宅部局又は福祉部局のいずれか一方でも連名でも応募可能。 ※都道府県との連名も可能。	
設立部門 (官民共同型)	市区町村と居住支援法人の連名 ※両者連名が必要であり、いずれか一方は不可。 ※都道府県との連名も可能。	最大8団体 を想定
活性化部門	居住支援協議会 ※都道府県、市区町村どちらも応募可能。	

(抜粋)居住支援協議会設立・運営の手引き(居住支援協議会伴走支援プロジェクト活用事例)

コラム

①部門（行政・福祉部局主導型）神奈川県座間市（人口約13万人）

- 生活困窮者自立支援制度を所管する福祉部生活援護課が応募。居住の問題が顕在化し、住まい確保と暮らしの支援を一体的に課題共有・解決するためのプラットフォームが必要と考えました。
- 居住支援施策の所管部署にかかる調整が課題でしたが、庁内各課と意見交換や勉強会を重ね、現場のニーズや支援実態、連携のメリットを共有するなかで、庁内全体に共感を広げました。

■応募の経緯

- ・単身高齢者世帯を中心に居住の課題が顕在化。
- ・市内の居住支援法人であるNPO法人ワンエイトと連携済。
- ・居住支援や住宅セーフティネットの主管部署に係る庁内調整が不十分で、協議会設立に向けた動きに至っていない。
- ・住まい確保（ハード）と暮らしの支援（ソフト）を一体的に課題共有・解決するためのプラットフォームが必要。

■設立に向けたロードマップと期待するサポート

<居住支援協議会設立に向けたステップ（当初）>

1. 行政内部の合意形成に向けた、庁内研修の開催
2. 不動産業界の関係者と福祉関係団体関係者との共同研修
3. 協議会設立に向けた準備会議の立ち上げ
4. 協議会設立

<プロジェクトで求めるサポート>

- ・庁内研修、関係団体向け研修に職員・有識者の派遣
- ・準備会議、協議会設立に向けたアドバイスなど

■伴走支援チームの構成

国土交通省住宅局／大牟田市元建築住宅課長牧嶋誠吾氏／神奈川県建築住宅部／(公社)かながわ住まいまちづくり協会／(一財)高齢者住宅財団

事前ヒアリングによる課題把握

- ・福祉ネットワークはあるが、宅建業者との連携体制が課題。
- ・空き家活用や居住支援施策を所管する部署が不明。

第1回 新たな住宅セーフティネット制度勉強会

目的	庁内で居住支援について共有する
主な内容	新たな住宅セーフティネット制度について／大牟田市の事例紹介／意見交換
庁内の参加	福祉部生活援護課・障害福祉課 都市部都市計画課・建築住宅課／ 健康部介護保険課／市民部広聴人権課



第2回 住まいに関する支援の勉強会

目的	庁内横連携・中堅・若手向け未来に向けた研修会
主な内容	新たな住宅セーフティネット制度について／居住支援とフードバンク／事例検討
庁内の参加	企画財政部収納課／福祉部生活援護課・ 障害福祉課・福祉長寿課／都市部建築住宅課／ 健康部介護保険課・健康づくり課 ／市民部広聴人権課・市民協働課



成果・その後の動き

- ・課題が共有でき、住宅部局・福祉部局間の連携がスムーズになった。
- ・市営住宅の保証人要件を廃止。

高齢者住まい・生活支援伴走支援事業

1. 目的

- 高齢者の住まいの確保と生活支援を進めるため、平成26年度から、「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」を実施し、住まいの確保支援（住宅情報の提供・相談対応等）や生活支援（見守り等）に係る費用に対する助成を行い、平成29年度以降は、同様の取組に対して地域支援事業交付金により支援ができるようにしているところ。
- 一方、地域支援事業により、モデル事業と同様の取組を実施している自治体が非常に少なく、その理由として、取組の実施にあたり、自治体内（住宅部局と福祉部局等）の調整や社会福祉法人・不動産業者等との調整など、関係者が多岐にわたること等から、検討が進まないとの意見があるところ。
- このため、有識者や厚労省職員等を派遣し、事業実施に至る前の検討段階における助言や関係者との調整を行うことで、事業の実施に結びつけていくことを目的として、本事業を実施する。

2. 事業内容

厚労省職員や有識者等を派遣し、事業実施に至る前の検討段階における助言や関係者との調整等の支援の実施。

① 事業の実施に向けた意見交換、課題に対する検討及びアドバイス

具体的な事業の実施に向けて、事前に実施すべき実態の把握や、それを踏まえた取組の方向性等についての意見交換、課題に対する検討等の実施にあたって、有識者や、厚生労働省職員、国土交通省職員等を派遣し、アドバイスや事業関係者の調整等を実施。

② 制度や取組の事例、パンフレット等の周知

課題を踏まえた取組の事例等について周知
(本事業においては、事業の検討過程にも着目し、課題把握や取組に至った事例について、経緯等を含めて整理し、事業の検討にあたって実用的なパンフレット等作成を想定)

③ 第1線で活動されている行政職員・有識者の紹介

①の実施にあたって、必要に応じて既に取組を実施している自治体の職員や制度創設に関わった有識者等を紹介。

見守り等にかかる費用を「地域支援事業交付金」により支援。

※以前は「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」として支援。

<自治体における検討の流れ>

○自治体における課題の顕在化

高齢者が大家から入居を断られ
て、居住確保が困難な状況 等

支援

○地域の実情を踏まえた対応方策の検討

- ・実態把握
- ・関係者との調整
- ・事業の具体化の検討

支援

○事業の実施

- ・相談対応、不動産店への同行
- ・社会福祉法人による見守り 等

3. 実施主体

国（公募により民間に委託）

1. 居住支援協議会の立上げ支援の例(H30厚労省老健事業による)

四国のはば中央の山間部に位置する徳島県東みよし町(人口14,478人)では、企画課の職員が、山間部の高齢者、低所得者等や町外の移住希望者を対象に、平野部の空き家を紹介できる仕組みの構築を発意。(H29)

▶ 有識者を招いた庁内勉強会による取組のきっかけづくり [徳島県東みよし町]

問題意識

- ・空き家対策と居住支援を一体的に進めたい
- ・空き家対策協議会はあるが、移住政策やIターン、Uターンの話になりがちで、居住支援の話にはならない。
- ・庁内他部署の理解が進まない。
- ・どこから進めていいのかわからない。

「居住支援に関する検討会(第1回)」の開催

【出席者】

(東みよし町)副町長、企画課、福祉課、建設課の課長・課長補佐、社協事務局長他(町外)白川教授、牧嶋次長、高齢者住宅財団他

◎次第

1. 挨拶
2. 町の紹介・取組の概要
3. 居住支援の進め方
4. 意見交換・質疑応答



外部有識者の
働きかけによる
取組促進

各課の課題と取組の共有

- ・耐震化の問題
- ・公営住宅との住み分け
- ・不動産事業者との連携の問題
- ・地域の理解が必要
- ・バリアフリー化の問題
- ・住宅困窮のニーズが顕在化等

アドバイス

- ・具体的な数字を基にした現状と今後の町の在り方を提示。
- ・先進事例を基にした居住支援の在り方を提示。
- ・空き家活用はニーズがあるからこそ実現できる。
- ・戸建ての空き家の使い方と、公共住宅の使い方を整理すべき。
- ・まずは、同じ方向を向いている人と検討をすればよい。
最初から完成形を目指すと身動きがとれなくなる。
まず、目の前の課題に取り組むべき…等



勉強会 実施後

「居住支援に関する検討会」第2回(平成30年10月18日)、第3回(平成30年10月31日)を経て、

★社会福祉協議会から町に「居住支援協議会に取り組みたい」との話が寄せられた。

★(県から)社会福祉協議会が「居住支援法人」として登録してはどうかとの話があったが、「居住支援協議会」として町と社会福祉協議会が一体となり取組む方向となった。

平成31年4月22日 東みよし町居住支援協議会設立！(事務局 社会福祉協議会)

2. 広島県府中市における「官民協働による住宅と福祉によるワークショップ」

主催:広島県府中市 協力:高齢者住宅財団、中国地方整備局、中国四国厚生局

目的:具体的な事例検討を通して居住支援活動を疑似体験し、福祉・住宅両部局の制度・施策
・実務への相互理解を深め、連携の意義・課題を掘り下げる。

参加者:行政福祉部局 長寿支援課、地域福祉課、健康医療課、女性こども課
行政住宅部局 まちづくり課、整備保全課、企画財政課
行政以外 府中市社協、民生児童委員、NPO法人、不動産業者、等

<まちづくり課>空き家問題の
解決策について行政として、困
っています。助けてください!



<長寿支援課>国民年金層が市内
の高齢者向け住宅に入居できず、
市外に転出せざるをえなくて…。



わがまち(府中市)の住まいの課題について、話し合いましょう



府中市ワークショップ 参加者の感想

- ◆福祉部門：初めてのセミナーに新しい風が吹いたようで、今の府中市に必要と感じた。
居住についてあまり考えることがなかったが、勉強したいと思った
普段、連携のない部門(不動産関係)の方と話をすることができた。
- ◆住宅部門：他業種からどのように思われているか(見られているか)認識できた
行政、地域などのつながりが必要であることが分かった
- ◆その他：市内の様々な立場の方たちが居住支援について議論ができしたこと。
行政、地域などのつながりが必要であることが分かった。
地域のみんなで取り組むことが大事と思った。

(参考)関東地方整備局・関東信越厚生局居住支援ワークショップ(平成29年度) ～家賃滞納により退去を申し渡された高齢単身男性の事例検討～ 県・市の住宅・福祉部局の職員が参加



大家の不安は？
生活保護につなげる？
ケアの対象としか見ない
のはもったいない！
地元企業での雇用に
つなげては？

一人のケースから始めてみる！

参加者の感想

- 福祉施策のメニューは様々あるが、住宅部局は知らないし、大家さんも知らないだろう。他方、福祉部局は住宅施策を知らない。両者をとらえる情報提供の場や相談の場が必
- 要では？（住宅）
建築と福祉の距離を遠く感じていたが、住まいを探す個人からすれば非常に密接なものだと感じた。お互いのできることを広げていければと思う。（住宅）
- ワークショップは、関係者が同じ方向を向くために役立ちそう。一步進めるきっかけづくりになると
思った。（福祉）

市町村意見交換会<車座座談会>

- 都道府県居住支援協議会の総会などの後、居住支援に関心のある市町村の住宅・福祉担当者が参加し、車座になって、各市町村における住宅・福祉連携に係る課題や、居住支援を進めていく上の悩み等について意見交換を行う。
⇒準備の助言や司会進行など、実施をサポート

内容

<所要時間>

- ・会場後方に椅子だけ車座に並べて、1時間程度

<対象>

- ・居住支援に関心のある市町村の住宅・福祉担当者、社協等

<プログラム>

- ・自己紹介
- ・各市町の居住支援に関する取組の現状
- ・それぞれの悩み・課題について、本音で話す

実際に現場で高齢者や生活困窮者、障害者等から住まいの相談を受けている社協等から、生の声を話してもらうのが効果的！

時には住宅・福祉の垣根のみならず、上司が理解・協力してくれないなど、居住支援担当者の孤立等といった本音も。

実施例



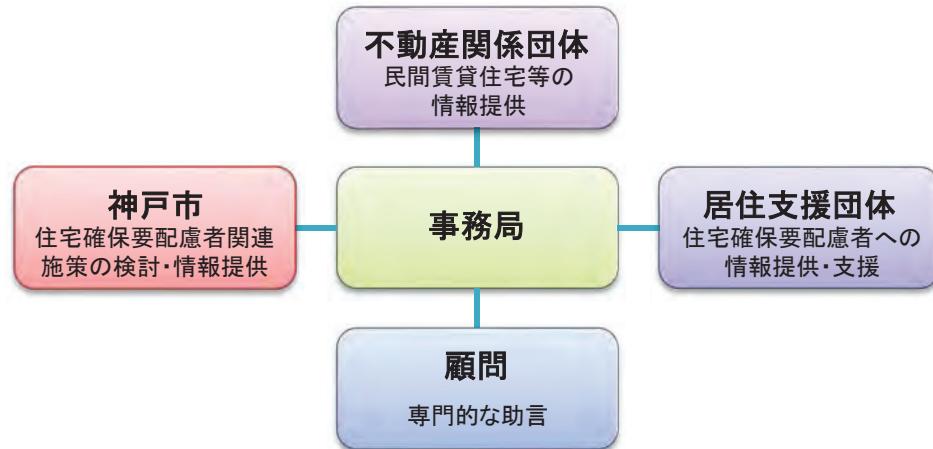
効果

- 課題や悩み等を本音で率直に語りあうことで、参加者同士が相互理解と共感を深める。
- 他市町村の事例、アドバイザーの助言等により、居住支援を進める意欲や、具体的な行動を起こすためのヒントをつかんでいただく。また、市町村相互のネットワークづくりのきっかけにも。
- 県として、各市町村の進捗状況やキーパーソンの把握とともに、今後の個別支援の対象や方向性を見出す場となる。

居住支援協議会の取組事例：神戸市居住支援協議会

- 高齢者・外国人等の住まいに関する相談体制の強化
- 新たな住宅セーフティネット制度の登録住宅の普及啓発活動、居住支援法人との連携・支援策検討
- ホームページのリニューアルや家主向けパンフレットの制作などの情報収集提供体制の充実

構成員や協力団体、地域(要配慮者)との関係



令和2年度の活動内容

1.相談体制の強化

- ・**高齢者住まいの相談窓口の勉強会**
日々の課題等を共有し、各窓口業務の相互理解を深めた。
- ・**高齢者の住まいに関する相談対応マニュアルの更新**
ホームページでの閲覧方式に変更し、居住支援法人の詳細情報を追加した。
- ・**すまいるネット窓口における三者通訳タブレットの設置**
外国人相談者に対し、神戸市国際協力交流センターの通訳支援を可能とした。
- ・**高齢期の住まい方についての出前講座**

2.入居支援

- ・**居住支援法人との連携・支援策検討**
居住支援法人に活動状況等のヒアリングを行い、連携・支援策を検討した。
- ・**外国人材受入れ企業・法人のすまい探しサポートの開設**
住まい探しを行う企業・法人と不動産業者をマッチングするサービスを開始した。
- ・**シェアハウスへの転用リフォーム補助制度の創設**
企業や法人等が住宅確保要配慮者に賃貸する場合の改修工事費を補助する制度を開始した。
- ・**ひとり親世帯・セーフティネット住宅における子育て世帯への家賃補助**
ひとり親世帯や子育て世帯への入居支援として家賃補助を実施した。

3.情報収集提供体制の充実

- ・**居住支援協議会ホームページのリニューアル**
大家さん・不動産会社向け情報ページを新設し、居住支援サービスや支援制度の情報提供を行った。また、モバイル端末での閲覧に対応し、高齢者等に配慮したデザインに変更した。
- ・**家主向けパンフレットの制作**
家主の高齢者入居に対する不安の軽減を図るためにパンフレットを制作した。
- ・**片付け支援サービス事業者名簿の公開**
住み替え、空き家等の片付けを行う際に、利用可能な名簿と片付け手順について周知を行う。

地域への波及・効果

- 新たな住宅セーフティネット制度の登録住宅の登録件数の増加
- 居住支援法人主催のセミナー等における新たな住宅セーフティネット制度の普及
- ホームページリニューアルによる住宅確保要配慮者に対する情報提供体制の充実
- 家主向けパンフレットによる住宅確保要配慮者の入居受入れ不安の軽減

実績(R2.4～R3.2)

- セーフティネット住宅の登録数 69棟1,041戸
- ひとり親世帯家賃補助制度 新規補助 49件・継続補助 121件
- 子育て支援セーフティネット住宅家賃補助制度
家賃補助付き住宅登録数 1棟21戸
- 共同居住型住宅改修補助制度 補助件数 1件

居住支援協議会の取組事例：福岡市居住支援協議会

○ 高齢者からの相談受付とコーディネート

福岡市社会福祉協議会にコーディネーターを配置し、高齢者の状況に応じて必要とされる支援サービスをコーディネートし、高齢者の民間賃貸住宅への入居を支援（障がい者への支援をモデル的に実施）

○ 新規「協力店」の登録

高齢者を受け入れる不動産業者を「協力店」として登録し、相談者のニーズに即した物件紹介と大家との調整を依頼

構成員や協力団体、地域（要配慮者）との関係

- ・地域での見守り活動や協議体の組織づくり・運営支援などの地域支援と、様々な悩みを抱える市民への相談対応をする個別支援を両輪として実施
- ・民生委員や住民団体などから市民の困りごとを直接把握できる強み
- ・中間支援組織として、福祉関係をはじめ多くの他機関と連携する土壌を有しており、様々な支援サービスをコーディネートすることが可能



地域への波及・効果

- ・家賃を下げたい方や立ち退き等で住居に不安を抱える高齢者の相談に、居住支援や助言を提供
- ・協力店の大家から「この事業での入居者なら安心して貸し出せる。また利用したい」との声あり
- ・賃貸住宅の空室解消に寄与
- ・多数のメディア掲載の効果からか、県外からも転居相談を受付

実績（R2.4～R3.2）

入居相談件数：227件

入居住数：33件（うち、協力店を通した件数：11件）

協力店登録数：4件（累計で53社）

活動内容

1. 高齢者からの相談受付とコーディネート業務

「緊急連絡先」や「保証人」を確保できない高齢者を支援するため、市社協にコーディネーターとして職員を配置し、相談者の身体状況、経済状況、親族の状況等に応じて必要とされる支援サービスを、支援団体等で構成される「プラットフォーム」からコーディネートして相談者へ提案するとともに、協力店との間の必要な調整を行い、高齢者の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援した。

2. 新規協力店の登録手続き

不動産業者への広報に努め、随時、新規協力店の登録を行った。令和2年度新規協力店登録数は4社で、累計53社。（令和3年2月28日）

3. 支援団体との連携強化

支援団体で構成されるプラットフォームの適正な運営及び改善に努めるため、情報の共有や課題解決に向けた検討、支援団体同士の連携、支援団体の意見や要望を把握することを目的とし、プラットフォーム連絡会議を書面開催した。

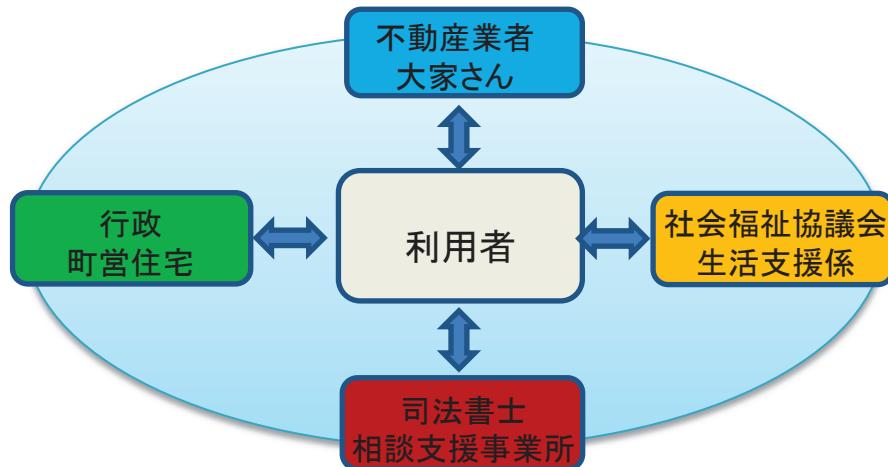
4. 障がい者支援モデルの検討

令和元年度より、高齢者支援策である「住まいサポートふくおか」を障がい者の支援モデルへと展開すべく、福岡市東区内にてモデル実施してきたが、令和2年度よりモデル事業実施区域を福岡市中央区に拡大し、協力店や障がい者支援関係機関等との更なる連携体制構築に努めた。

居住支援協議会の取組事例:東みよし町居住支援協議会

- 社協の本来業務である、相談窓口業務やネットワークを活かした居住支援協議会
- 地域包括ケアシステムの実現に欠かせない安定した住居を確保し地域福祉活動や個別支援の実現
- 日頃からの個別支援や災害対応から得た、要配慮者の生活のしづらさに特化した生活支援と転居支援

構成員や協力団体、地域(要配慮者)との関係



活動内容

1. 住居確保に向けたアウトリーチ活動

町内不動産業者、大家さんに「居住支援事業案内」パンフレットを活用し事業説明と住居確保要配慮者への理解、セーフティーネット住宅への登録啓発を行った。障がい者の地域移行支援、子育て世帯、ひとり親世帯等への事業周知を行うため、定例会や研修会で事例報告を行った。

2. 入居支援(民間住宅及び公営住宅)

同行支援を基本とし、物件下見支援、引っ越し支援や退去時の支援計画を行い、貸し手借り手と我々支援者の顔が見える状況を作り、安心出来る状況を心掛けている。現在のルールでは入居が困難である公営住宅へ入居するため、意見書を作成し福祉的配慮のもと入居が可能になるよう書類作成等を行っている。

3. 入居後の生活の安定を図る取り組み

本会フードドライブ・フードバンク事業を活用し、緊急的な転居や入居でも、家財道具や家電、生活用品や短期的な食料を提供したり、光熱水費の支払い手続きなど、入居後の生活の安定が早く出来るよう支援している。社会参加を促進するため、通院支援や住居の清掃、ゴミ出し支援及び退去時の意思確認を死後事後委任契約で行うことで、住居確保だけに留まらない社協らしい活動を行っている。

4. 民間空家を活用した新たな地域福祉活動の創設

本町の空家は大きな物件が多く、単身世帯が利用するには向いていない為、地域福祉活動の拠点として、地域サロンや通いの場として活用できるよう推進し、相談者が新居や新しい地域で安心出来る場の提供を行っている。

地域への波及・効果

空き家・空き部屋の有効活用への期待感が増してきた。地域内での孤独や孤立が入居時からのたくさんの支援で軽減し地域の安心安全への期待感が高まっている。

実績(R2.4～R3.2)

■入居前の支援

相談数:20件(高齢11件、障がい3件、子育て3件、DV2件、若年層1件)
成約数: 4件(高齢2件、子育て2件)

■入居中、退去時の支援

見守り支援:8件、生活相談:5件、家賃債務相談:2件

行政機関の枠を超えた広域による居住支援協議会の設立 鹿児島県徳之島町・天城町・伊仙町

- 徳之島における3町（徳之島町・天城町・伊仙町）が連携し、令和3年2月22日に居住支援協議会を設立。行政機関の枠を超えた広域による居住支援体制の構築や島内に限らず県内の居住支援団体との連携を行うこととしている。また、会長については、3町長の持ち回り制としている
- 設立にあたっては、徳之島を拠点に活動している社会福祉法人南恵会から、もっと徳之島でも居住支援を普及させたいとの提案で鹿児島県の居住支援協議会と徳之島3町の行政、福祉団体、不動産事業者等を交えた意見交換会を通じ、設立。なお、事務局運営は南恵会が行う。

